

壮警町 ヤルヴィ 移住体験住宅Jarvi ご利用のしおり



令和3年10月

壮警町企画財政課企画広報係

※Jarvi（ヤルヴィ）とはフィンランド語で「湖」を意味します。

壮警町はフィンランド国のケミヤルヴィ市と友好都市提携を結んでいます。

壮警町移住体験住宅 Järvi ご利用のしおり

目次

1 制度概要、申込方法・・・P1

- (1) 目的
- (2) 利用対象者
- (3) 利用可能期間
- (4) 利用料
- (5) 利用予約方法
- (6) 利用申請
- (7) 利用許可
- (8) その他
- (9) お問い合わせ先

2 施設紹介・・・P3

- (1) 移住体験住宅 Järvi
- (2) 設置備品一覧
- (3) 寝具について

3 利用当日の流れ・・・P7

- (1) 利用契約の締結
- (2) 利用料の支払い
- (3) 施設案内

4 滞在期間中・・・P8

- (1) 滞在期間中の行動について
- (2) 非常時の連絡先

5 退去時・・・P9

- (1) 施設の清掃
- (2) 退去時間の連絡
- (3) 鍵の返却
- (4) アンケートの回収
- (5) 忘れ物について

6 利用にあたっての留意事項・・・P10

- (1) 利用料について
- (2) 遵守事項
- (3) 駐車スペースについて
- (4) 消耗品について
- (5) 禁止事項

7 壮警町へのアクセス・・・P11

8 参考資料・・・P12

- 移住体験住宅 Järvi (ヤルヴィ)
- 設置要綱

1 制度概要、申込方法

(1) 目的

移住希望者が一定期間、壮瞥町での生活を手軽に体験できる機会を提供するため、壮瞥町移住体験住宅を用意し、町外からの移住を推進することにより人口の流入を促し、町の活性化を図ることを目的としています。

(2) 利用対象者

住宅の利用を希望する者は、次の全ての要件を満たす必要があります。

- ① 利用の申込みをする者は、満20歳以上であって、かつ、利用者の代表者であること。
- ② 現に町外に住所を有する移住希望者であること。
- ③ 利用人数が5人以内であること。ただし、扶養する児童や両親との同居利用など特別な事情があると町長が認めた場合は、この限りでない。
- ④ 町内に両親または親族がおり、里帰りや旅行による利用者でないこと。
- ⑤ 壮瞥町暴力団排除条例第（平成24年条例第20号）第2条第1号に定める暴力団、同条第2号に定める暴力団員、又は暴力団、暴力団員と密接な関係でないこと。

(3) 利用可能期間

原則として、1週間以上1か月以内。

※利用期間についてはご相談ください

(4) 利用料

料金種別	期 間	金 額	備 考
利 用 料	1週間まで	21,000円	
	1週ンを越える日 1日当たり	1,500円	
冬期加算料	1日当たり	500円	11月1日 ～4月30日まで

(5) 利用予約方法

ご利用希望の際は、電話、またはメールで、壮警町役場 企画財政課 企画広報係までお問い合わせください。

電話（平日 8:45～17:30）：0142-66-2121

メールアドレス：kikaku@town.sobetsu.lg.jp

※メール本文には、必ず次の事項をお書きください。

- ①予約申込者（代表者）の氏名・年齢・性別・職業
- ②利用人数と構成（例：父・母・子ども2人）
- ③住所・郵便番号
- ④電話番号
- ⑤メールアドレス
- ⑥利用希望期間（令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日）
 - ◎入居・退去は平日の 9:00～15:00 でお願いします
- ⑦移住を検討している理由
- ⑧移住体験中に壮警町でしたいこと。
- ⑨移住体験や移住について、知りたいことがあればお書きください。

- ・他の予約状況などにより、ご希望に添えない場合がありますのでご了承ください。
- ・利用の予約は、利用開始日の3か月前から可能です。

(6) 利用申請

予約受付終了後、町から「壮警町移住体験住宅 Järvi 利用申込書」を送付しますので、利用する日の14日前までに町へご提出ください。

(7) 利用許可

提出された利用申込書の内容を町が審査し、利用を承認すると認められた際は「壮警町移住体験住宅 Järvi 利用決定書」を申請者へ送付します。

(8) その他

- ・施設裏手は山になっているため、施設内には虫が入ることがありますのでご了承ください。
 - ・新型コロナウイルス感染症の拡大状況によっては、利用決定を取り消すこともございます。ご了承ください。
- ※利用にあたっての留意事項はP10に記載しています。

(9) お問い合わせ先

〒052-0101 北海道有珠郡壮警町字滝之町287番地7

壮警町 企画財政課 企画広報係

TEL : 0142-66-2121

FAX : 0142-66-7001

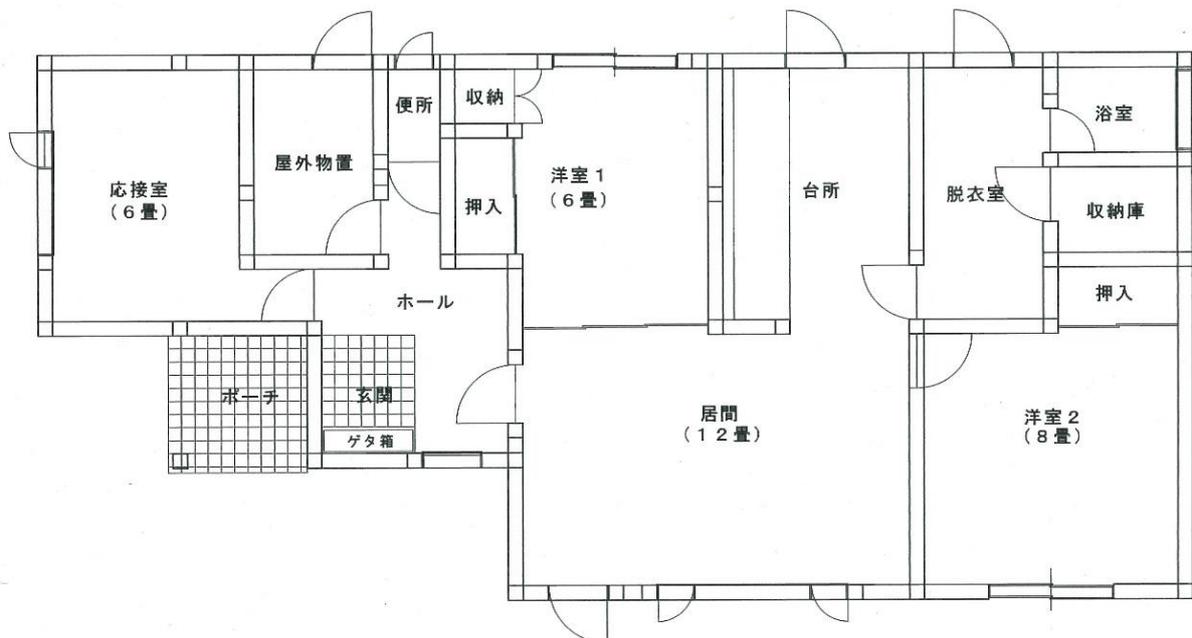
E-mail : kikaku@town.sobetsu.lg.jp

2 施設紹介

(1) 移住体験住宅 Järvi

住 所	有珠郡壮瞥町字滝之町 242 番地 2 2		
建 築 年	平成 5 年	間 取	3LDK (リビング、洋室 3)
構 造	木造、平屋、一軒家	面 積	94.40 m ²
設 備	暖房 (灯油)、ガスコンロ、バス・トイレ別 (温水洗浄便座)、給湯 (灯油)、光回線 (無線 LAN)、駐車スペース有	説 明	徒歩 5 分圏内にコンビニ、食料品店があることから不便はありません。車で 15 分圏内 (伊達市内) にスーパーがあります。

【間取】



【住宅の写真】



【位置図】

壮瞥町移住体験住宅 Järvi



壮瞥町役場⇒住宅
• 距離 約 800m
• 所要時間 (徒歩) 約 10分

壮瞥町役場

(2) 設置備品一覧

移住体験住宅には必要最低限の備品を設置しています。下記のリストは主な物を掲載しておりますので参考としてください。なお、トイレトーパー等の消耗品や洗面用具類は、利用者のみなさまでご用意してください。

種別	備品種別	備考	種別	備品種別	備考
家電	テレビ		キッチン	ガスコンロ	
	冷蔵庫			キッチンカウンター	
	洗濯機			調理器具一式	
	電子レンジ				
	炊飯器				
	トースター		風呂	風呂用イス	
	電気ケトル			風呂用桶	
	ホットプレート		トイレ	温水洗浄便座	
	ストーブ				
	掃除機		生活用品	室内用物干	
		衣装ケース			
家具	ダイニングテーブル		ネットワ ーク環境	光回線（無線 LAN）	
	ソファ				
	テレビ台		掃除用品	キッチン・風呂・トイレ一 式	
	センターテーブル				
	ベッド		除雪用品	除雪用スコップ	
	カーテン			除雪用ダンブ	

(3) 寝具について

当町の移住体験住宅には、寝具は設置していないことから、ご持参いただけない場合は、下記のとおり、みなさまにご用意いただきます。

【町内貸布団業者からレンタル】

以下の貸布団業者へ、入居の1週間前までに利用者様から直接お申し込みください。

○ドリームハウスカトウ TEL：0142-66-2011

使用日数	レンタル料金【掛布団・敷布団・枕の一式】（税抜）
6泊	5,600円
10泊	7,600円
20泊	11,100円

※冬季の毛布追加は300円/日（税抜）です。

※泊数により料金は異なりますので、詳細についてはドリームハウスカトウさんにお問合せください。

3 利用当日の流れ

(1) 利用契約の締結

利用当日は、まず、役場（企画財政課）で利用契約を締結いたします。利用の前日までに、おおよその到着時間についてご連絡ください。

※平日の午前9時から午後3時までの間に到着するようお願いいたします。

また、契約締結時に印鑑が必要となりますので、あらかじめご用意いただきます（三文判で可）。

【壮瞥町の位置図】



(2) 利用料の支払い

利用料は前払いです。契約締結時にお支払いいただき、領収書をお渡しします。利用料は申込後に送付する利用決定書中に明示します。

計算は暦日ごとに行い、日割の際の計算方法は以下のとおりです。

【例】 8月1日～8月20日までの場合（19泊20日）

(A) 8月1日～8月7日まで（6泊7日＝1週間） 21,000円

(B) 8月8日～8月20日まで 1,500円×13日＝19,500円

(A) + (B) = 40,500円

(3) 施設案内

役場の担当者が、利用される施設へご案内いたします。施設利用の際の留意事項、設置してある備品に関する説明等を行います。

4 滞在期間中

(1) 滞在期間中の行動について

滞在中の行動について制限はありません。ただし長期不在となる場合については事前にご連絡ください。

(2) 非常時の連絡先

【平日 8：45～17：30】

壮警町役場企画財政課に電話してください（☎0142-66-2121）。

【休日（土・日曜日・祝日） 8：45～17：30】

壮警町役場に電話してください（☎0142-66-2121）。

日直者が電話に出ますので、「移住体験住宅の利用者」であることを伝え、「用件・自分の連絡先（携帯番号）・担当者からの連絡がほしい旨」を伝えてください。

日直者が担当者に連絡をしますので、折り返し、担当者から利用者へ連絡いたします。

【平日・休日 17：30～8：45】

ご利用開始時にお伝えした担当者の携帯番号に連絡してください。

5 退去時

(1) 施設の清掃

滞在期間中とともに、退去前は利用者による清掃をお願いしています。
次に利用される方が気持ちよく施設を使えるよう、ご配慮願います。
※キッチンや浴室の排水口は、必ず清掃してください。

(2) 退去時間の連絡

退去時間については、退去日の2~3日前までにご連絡ください。
※平日の午前9時から午後3時までの間に退去してください。
退去時には、担当者が清掃状況の確認と、備品の確認を行います。
概ね10分程度かかるため、これらを踏まえてご連絡ください。

(3) 鍵の返却

上記の確認作業が終わりましたら、鍵をご返却いただきます。

(4) アンケートの回収

利用開始時にお渡しするアンケートを回収しますので、ご協力をお願いいたします。

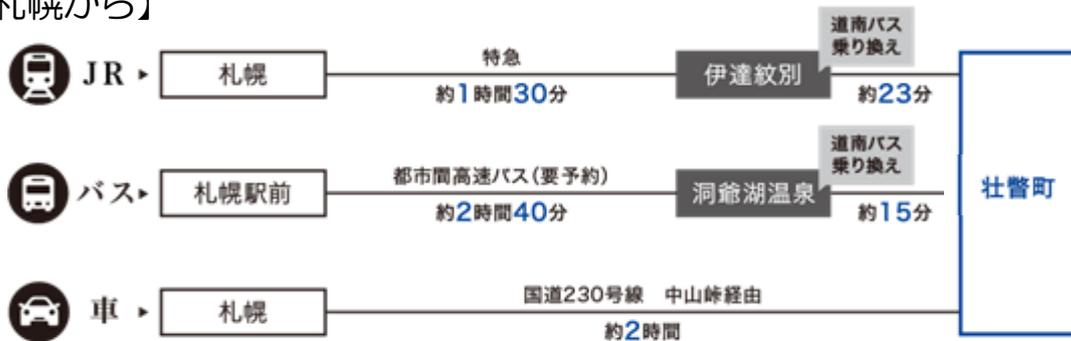
(5) 忘れ物について

万が一施設内に忘れ物をした場合、速やかにご連絡ください。宅配や処分等の対応について協議します。
こちらで発見した場合は、2週間保管いたします。

7 壮警町へのアクセス



【札幌から】



【新千歳空港から】



8 参考資料

壮瞥町移住体験おためし住宅Jarvi（ヤルヴィ）設置要綱

（目的）

第1条 この要綱は、壮瞥町（以下「町」という。）への移住を希望又は検討する者が一定期間、町内での生活を体験できる機会を提供するため、壮瞥町移住体験おためし住宅Jarviを整備し、町外からの移住を推進することにより人口の流入を促し、町の活性化を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 移住希望者 町への移住を希望又は検討する者のうち、町の移住担当窓口（以下「移住窓口」という。）を通じて移住しようとする者（転勤又は婚姻による転入者を除く。）
- (2) 壮瞥町移住体験おためし住宅Jarvi 日常生活を営むための家具、電化製品などを備え、手軽に町内での生活体験ができるよう町が貸し付ける住宅

（住宅）

第3条 壮瞥町移住体験おためし住宅Jarviは、下記のとおりとする。

名称	住所	建設年	構造	面積
移住体験おためし住宅Jarvi	壮瞥町字滝之町242番地22	平成5年	木造	94.40㎡

（利用対象者）

第4条 移住体験おためし住宅Jarviの利用を希望する者（以下「利用者」という。）は、次の各号全ての要件を満たす者でなければならない。

- (1) 利用の申込みをする者は、満20歳以上であって、かつ、利用者の代表者であること。
- (2) 現に町外に住所を有する移住希望者であること。
- (3) 利用人数が5人以内であること。ただし、扶養する児童や両親との同居利用など特別な事情があると町長が認めた場合は、この限りでない。
- (4) 町内に両親または親族がおり、里帰りや旅行による利用者でないこと。
- (5) 壮瞥町暴力団排除条例（平成24年条例第20号）第2条第1号に定める暴力団、同条第2号に定める暴力団員、又は暴力団、暴力団員と密接な関係者でないこと。
- (6) 前各号に定めるもののほか、町長が必要と認める要件を満たすこと。

(利用申込み)

- 第5条 住宅の利用を希望する者(以下「利用者」という。)は、住宅の利用について、事前に移住窓口で予約をしなければならない。
- 2 利用の予約は、住宅の利用開始日の3月前からできるものとする。
 - 3 移住窓口の担当者は、予約の受付後、直ちに壮瞥町移住体験おためし住宅Jarvi予約受付簿(様式第1号)にその旨を記載しなければならない。
 - 4 利用者は、住宅を利用する日の14日前までに壮瞥町移住体験おためし住宅Jarvi利用申込書(様式第2号。以下「申込書」という。)を町長に提出しなければならない。

(利用決定)

- 第6条 町長は、前条第4項の規定による申込書の提出を受け、その内容を審査し、利用を承認すると認めるときは、壮瞥町移住体験おためし住宅Jarvi利用決定書(様式第3号。以下「決定書」という。)を交付しなければならない。この場合において、町長は住宅の管理運営上必要と認める場合、その利用について条件を付することができる。
- 2 町長は、利用者が第4条の各号に該当しないとき又は次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前項の承認をしないものとする。
 - (1) 移住体験おためし住宅Jarviの設置の目的に反するとき。
 - (2) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。
 - (3) 集团的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
 - (4) 住宅等を損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
 - (5) その他住宅の管理上支障があるとき。

(契約)

- 第7条 決定書の交付を受けた利用者は、借地借家法(平成3年法律第90号。以下「法」という。)第38条に規定する契約を壮瞥町移住体験おためし住宅Jarvi賃貸借契約書(様式第4号。以下「契約書」という。)により町長と締結し、住宅を借り受けるものとする。
- 2 前項の規定により契約を締結した場合は、法第38条第2項の規定により、契約の更新がないことを壮瞥町移住体験おためし住宅Jarvi賃貸借契約についての説明(様式第5号)により行うものとする。

(利用期間)

- 第8条 住宅の利用期間は、原則として、1週間以上1月以内とし、前条に規定する契

約書において定める。

- 2 利用期間における入居及び退去を行う時間は、原則として、壮瞥町の休日に関する条例（平成元年条例第5号）に規定する町の休日を除く、平日の午前9時から午後3時までの間とする。

（利用料）

第9条 住宅の利用料は、次のとおりとする。

料金種別	期間	金額	備考
利用料	1週間まで	21,000円	
	1週ンを越える日 1日当たり	1,500円	
	冬期加算料	1日当たり	500円
			11月1日～4月30日まで

- 2 利用者は前項の利用料を前納しなければならない。
- 3 第1項の利用料には、光熱水費（電気、ガス及び上下水道使用料）、燃料費（灯油代）及び通信費（インターネット回線使用料及びテレビ放送受信料）を含むものとする。ただし、飲食費、寝具及び日常生活に係る消耗品並びに交通費は利用者の負担とする。
- 4 既納の利用料は、これを還付しない。ただし、町長が特に必要と認めた場合は、その全部又は一部を還付することができる。
- 5 前項のただし書きの規定により利用料の全部又は一部を還付する場合は、次の各号によるものとする。ただし、日割り額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。
 - (1) 天災事変、利用者又は親族の疾病、その他利用者の責めに帰することができない理由により利用できなくなった場合は、既に納付した利用料から利用した日数分の料金を差し引いた差額の100分の100。
 - (2) その他やむを得ない事由により町長が特に認めた場合は、その都度還付割合を決定する。

（利用者の遵守事項）

第10条 利用者は、第9条第1項による利用料を納めた後に、町長から住宅の鍵を受け取り、借り受ける。この場合、利用者は次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 申込書に記載した利用者以外の者が利用・居住しないこと。
- (2) 留守や就寝時に施錠するなど住宅を善良に管理すること。また、鍵を紛失したときは、速やかに町長にその旨を報告すること。

- (3) 火気の取扱いに注意するとともに、水道の凍結防止に配慮すること。また、備付けの備品、什器類を適切に取り扱うこと。
 - (4) ごみは、決められたルールに従い排出すること。
 - (5) 住宅の賃貸期間が満了したときは、直ちに住宅の鍵を町長に返却すること。
 - (6) その他、住宅の利用に関し町長が必要と認める事項。
- (制限される行為)

第11条 利用者は、住宅において次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 物品の販売、寄附の要請その他これに類する行為を行うこと。
- (2) 就業すること。
- (3) 興行を行うこと。
- (4) ペットを同伴すること。
- (5) 展示会、その他これに類する催しを開催すること。
- (6) 文書、図書、その他の印刷物を貼付又は配布すること。
- (7) 宗教の普及、勧誘、儀式、その他これに類する行為をすること。
- (8) 近所の住民に迷惑を及ぼす行為をすること。
- (9) 住宅の全部又は一部を転貸し、又は権利を譲渡すること。
- (10) その他住宅の利用にふさわしくない行為をすること。

(利用決定の取消)

第12条 町長は、利用者に第10条及び前条の規定に違反する行為があった場合、又は住宅を継続し利用することが困難であると認める場合は、第6条の規定による利用決定を取り消すことができる。

(明渡し)

第13条 利用者は、利用期間が終了する日まで、又は前条の規定に基づき利用決定が取り消された場合にあつては、直ちに住宅を明け渡さなければならない。この場合において利用者は、通常の利用に伴い生じた住宅の損耗を除き、住宅を原状回復しなければならない。ただし、やむを得ない事由により、町長が特に認めた場合は、この限りでない。

(立入り)

第14条 町長は、住宅の清潔の保持、防火、構造の保全、その他住宅の管理上特に必要があるときは、利用者の承諾がなくても住宅内に立ち入ることができるものとする。

2 利用者は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく立入りを拒否することはできない。

(損害賠償)

第15条 利用者は、故意又は過失により住宅、設備並びに備品等を破損、汚損又は滅失したときは、直ちに町長に報告し、その損害を賠償しなければならない。ただし、やむを得ない事由により、町長が特に認めた場合は、この限りでない。

(事故免責)

第16条 住宅が通常有すべき安全性を欠いている場合を除き、当該住宅内又は住宅周辺で発生した事故に対して、町はその責任を負わないものとする。

(その他の住宅利用)

第17条 住宅の利用者がいない場合にあって、次に掲げる事由により町長が必要と認めた場合は、無償又は一部利用料を減免して利用させることができるものとする。

- (1) 町又は町内の公共的団体が主催、後援する地域間交流や国際交流を目的とした事業での来町者が短期間居住する場合
- (2) 町又は町内の公共的団体が主催、後援する観光、イベントなどを目的とした事業での来町者が短期間居住する場合
- (3) 町が主催、後援及び連携協力して行う各種事業、調査等のために来町者が短期間居住する場合
- (4) 移住定住促進、町の宣伝広告活動に資する目的で実施される事業での来町者が短期間居住する場合
- (5) その他、町長が特に必要と認める場合

(委任)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。